

専ら物について

平素お世話になっております。株式会社リサイクルクリーン市川です。

今回は専ら物についてになります。

専ら物とは、専ら物とは、正式名称を「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物または一般廃棄物」と言い、その名の通りリサイクルが主な目的となる廃棄物のことを指す言葉です。

専ら物の大きな特徴として挙げられるのが、通常では産業廃棄物の処理を請け負うために必要な処理業に関する許可が不要であるということです。そのため廃棄物処理法の第14条第1項では、廃棄物の処理を事業として行う際には許可が必要であると述べた上で、「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。」と記載がされており、法律でもしっかりと規定がされています。

さらに専ら物は、産業廃棄物の適正処理を目的としたマニフェストも不要とされています。

これらの特徴から、専ら物は廃棄物ではないと誤解されるケースも少なくありませんが、それは間違いです。専ら物はあくまでも廃棄物の種類の一つであり、特例として処理業の許可やマニフェストが不要とされているに過ぎません。そのため、専ら物の処理を外部に委託する際には、受託契約書の締結も必要になりますし、処分も定められた方法で行わなければならないという点には注意してください。

専ら物の品目としては、

- ・古紙
- ・くず鉄
- ・あきびん類

- ・古繊維

の4つが挙げられます。ですが廃棄物は必ず1品目のみになるとは限りません。ものによっては廃プラスチックが付着したり、アスベストやPCB等の危険な廃棄物が付着している場合があります。その為、4品目がすべて専ら物に該当するわけではありません。時と場合によって変化しますので注意してください。

現在、弊社では春のご新規様限定廃棄物処理キャンペーン、解体工事キャンペーンを行っています。4月いっぱいまでの開催になりますので、皆さんの連絡をお待ちしております。